

# 農林水産大臣賞受賞

自然と人間が元気な里地・里山づくり

受賞者 かわざかかわ 川坂川を守る会  
(宮崎県延岡市)

## ■ 地域の沿革と概要

川坂川を守る会のある川坂集落は、宮崎県延岡市の中心部を北へ約15km、東九州自動車道北川ICから車で5分の距離に位置する中山間地域の集落である。

## ■ むらづくりの概要

### 1. 地区の特色

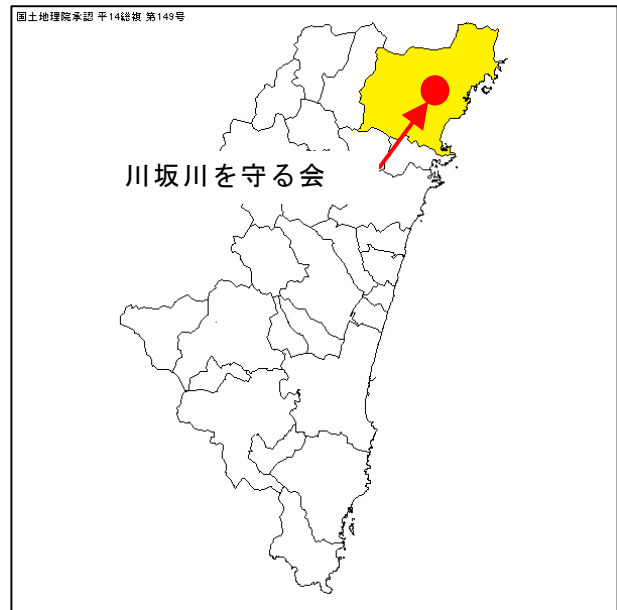
川坂集落には「日本の重要湿地500(平成13年)」「宮崎県重要生息地(平成20年)」「ラムサール条約湿地潜在候補地(平成22年)」の3つに指定された「北川湿原」の一部を形成する「川坂湿原(2ha)」が広がっており、地域住民が共同で保護活動等を展開している。

### 2. むらづくりの基本的特徴

#### (1) むらづくりの動機、背景

北川湿原(家田・川坂湿原)がクローズアップされ始めたのは、平成の初め頃からである。そのころから、県内外の研究者や一般の見学者が訪れるようになり、絶滅危惧種のオグラコウホネやサデクサをはじめ、希少植物の宝庫である北川湿原の重要性が認識されるようになった。一方で、その当時の地域住民の関心は低く、絶滅危惧種といえども地元では見慣れた植物のひとつであった。

第1図 位置図



第1表 地区の概要

事項	内容	
地区の規模	集落の集合体	
地区の性格	機能的な集団等	
農家率 (内訳)		33.7%
	総世帯数	104戸
	総農家数	35戸
専業別農家数 (内訳)	専業農家	6戸
	1種兼業農家	8戸
	2種兼業農家	21戸
農用地の状況 (内訳)	総土地面積	412ha
	耕地面積	23ha
	田	16ha
	畑	7ha
	耕地率	5.6%
	農家一戸当たり耕地面積	0.7ha

希少植物は、特別に保護してきたわけではなく、地域住民が農作業等日々の営みの中で結果的に守ってきたものである。植物の保護や湿地の保全を求められても、「今さら何をすれば」というのが、当時の地域住民の正直な気持ちであったという。

その後、時間をかけて、湿地の素晴らしさについての認識が地域住民に浸透していくにつれて、「自分達はこのままでいいのか」「何かアクションを起こさなければ」という思いが



写真1 川坂集落

地域住民に芽生えはじめた。そこで、集落の有志3名が発起人となり、平成22年6月27日に「川坂川を守る会」(以下、「守る会」という。)を設立し、活動をスタートした。

発会式の発起人代表あいさつで会長は、「川坂湿原には、息をのむような絶景があるわけではない。湿原ということを知らなければ、見過ごしてしまう。ありふれた里山だが、手付かずの自然が残されている。この地がいかに素晴らしい場所であるか、魅力に満ちたものであるかを、まず自分達が知ることが必要だ。そうして、地域への愛着と誇りが生まれ、行動につながる。素晴らしい自然環境を次の世代へ、バトンタッチしていこうではないか。目指すべき地域の姿は、『自然と人が元気な里地・里山』。自らも楽しみながら息の長い活動を続けていきたい。」と述べている。

## (2) むらづくりの推進体制

### ア 組織体制と会員

守る会は10名の会員でスタートし、現在は34名である。農家・林家、会社経営者、サラリーマン(現役・OB)、公務員、主婦、高校生等で構成され、男女比は2:1、10代から70代までと年代も幅広い。

多様な職種、男女、年代が集うことで、さまざまな地域課題への対応が可能になるとともに、人的ネットワークが広がり、世代間の交流と相互協力体制が築かれている。

第2図 むらづくり推進体制図



役員体制は、会長1名、副会長1名、事務局長1名、監事1名である。会員は、大きく2つのグループに分かれており、湿原のボランティアガイドやPR活動等を担うグループ（約10名）と、湿原の維持管理と里地・里山を守る活動を担うグループ（約20名）がある。

## イ 他団体との連携・協力

集落内には様々な団体があり、会員は他団体のメンバーも兼ねており、一人で2～3役をこなしている。このことが、団体間の意思疎通を向上させ、連携の強化、相互協力につながっている。守る会は地域全体の牽引役と調整役を担い、各種事業やイベントを推進しており、豊かなむらづくりに欠かせない存在となっている。

第2表 川坂集落内の団体

◎川坂自治公民館（自治会）	◎川坂神楽保存会	◎川坂よくし隊（資源ゴミの回収及び換金）
◎小倉処平を語り継ぐ会（西南戦争の西郷軍兵士を顕彰）	◎川坂農家民泊の会	
◎川坂地区JA延岡女性部	◎川坂記憶誌編集委員会	◎川坂子ども会
◎延岡市消防団第5支団第7部	◎川坂生産森林組合	◎北川町和牛改良組合川坂支部
◎家田、川坂地区環境保全会	◎宮原堰土地改良区	◎川坂・堂の元土地改良区
◎岩戸神社	◎宮原神社	等

## ■ むらづくりの特色と優秀性

### 1. むらづくりの性格

守る会は、「自然と人が元気な里地・里山づくり」をテーマに掲げ、湿原の環境保全を主目的に設立した団体であるが、環境保護活動というひとつの枠にとらわれず、様々な地域課題の解決や、多彩で特色ある活動に取り組み、元気と活力に満ちたむらづくりを成し遂げている。

### 2. 農業生産面における特徴

#### (1) 有害獣対策

##### ア 地域が抱える大きな悩み

活動スタート当初から、守る会には大きな課題があった。川坂川に生息する希少植物を野生獣からどのように守るかである。増えすぎたシカ・イノシシが希少植物の一部をエサにし、生息地を踏み荒らしていた。このことは、地域の農林業においても同様であった。

シカ・イノシシ・サルによる獣害は、平成の初め頃から増え始め、農林業者の高齢化に伴う耕作放棄地の拡大、里山林の荒廃に拍車をかけていった。特に、シカの被害は深刻で、当初は数頭前後の集団であったものが、年を追うごとに増加し、最も多い時期（平成21～23年）は、季節を問わず、100頭から200頭の



写真2 金網ネット等の設置

群れが、夜な夜な地区内をわが物顔で闊歩していた。

夜間の見回り、追い払い、花火による脅し、電気柵、威嚇発砲等の対処療法では手の施しようがなかった。専門家を招き研修会を開催し、地域ぐるみで電気柵の設置を試みたが、効果は限定的であった。

田畑で栽培する全作物が広範囲にわたり壊滅的な被害を受けていた。自家用車とシカの衝突事故が発生する等、住民生活への影響も深刻化していった。

## イ 抜本的な有害獣対策

守る会では、まず希少植物を優先的に保護することとした。「希少野生動物保護・保全事業（宮崎県）」を活用し、平成 24 年 3 月から川坂湿原を金網フェンスとネットで囲った。この事業で湿原の有害獣被害は無くなり、効果は絶大であった。事業完了後、地域住民から、「湿原と同様に集落全体をネットで囲ってみてはどうか」という提案が出された。

提案を実現するため、守る会が事業主体になり、平成 24 年度から 26 年度にかけ「鳥獣被害防止総合対策交付金事業（農林水産省）」を導入し、住民総出のボランティア作業で、集落全体を金網ネットやシカ進入防止ネットで囲っていった。併せて、行政機関や猟友会の協力を得て、有害獣対策を徹底した。

その結果、平成 25 年頃から年を追うごとにシカの被害は減り続け、農林業にも光明が差し込むようになった。

深刻だった有害獣被害は、守る会が住民をリードすることによって、解決に向い、湿原の環境保全、農林業の活性化、住民生活の安心・安全につながった。

## (2) 川坂そば作り親子教室

平成 24 年、守る会は、シカ進入防止ネット等の設置に併せて、株式会社クボタが行う社会貢献活動「e プロジェクト」として耕作放棄地 70a を耕起し、山間の荒れ地は見違えるような畑に生まれ変わった。

畑に植える作物は、明治 10 年、西南の役で北川町内のお寺に宿陣した西郷隆盛が、川坂のそば粉で「そばがき」を食べたという言い伝えが残っていたことをヒントに、そばに決定した。

栽培に際しては、守る会が「川坂そば作り親子教室」を主催し、集落内の小中学生や高齢者へ参加を呼びかけ、焼き畑、種播き、刈り取りを行った。収量は、初年度（平成 24 年）30 kg、昨年度（平成 28 年）270 kg 超であった。製粉後はそば打ち大会を開催し手打ちのそばを味わうほか、そば粉の一部は道の駅「北川はゆま」へ販売しており、「西郷さん献上蕎麦」としてメニュー化されている。

### (3) 里山林の整備

#### ア 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業の導入

有害獣対策は、金網フェンス等の設置で効果が現れてきたものの、より対策を強化するためには、里山林保全へのテコ入れが必要であった。

他方、延岡市内では、平成 24 年から東九州高速道路が年次的に開通し、北川 I C から近距離に位置する川坂集落においても、新たな地域づくりを模索していた。

守る会は、「森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業（林野庁）」を導入し、豊かなむらづくりのステップアップを図ることとした。

守る会の組織を強化・再編するとともに、山林所有者の協力を得て、北川湿原（川坂湿原）の周囲を取り巻く天然林（照葉樹林）と人工林（スギ・ヒノキ）の雑草木の刈払い、下刈り、間伐、集積・処理等を実施し、有害獣の生息地域を狭めるとともに、里地・里山の美しい景観づくりを進めていった。

#### イ 里山林整備の効果

平成 25 年度から 28 年度までの 4 年間、延べ 95ha の里山林整備を進めた結果、健全な里山が蘇り、シカ等の出現が激減する等、有害獣対策に大きな効果を発揮した。住宅周辺の里山で整備が終了した際には、地区住民から守る会に対し、多くの感謝の言葉が寄せられた。

また、山林労務の経験が浅かった会員は、林業機械に習熟し、事業のオフシーズンには、ボランティアで道路の支障木伐採、台風後の倒木処理、公園や民家の樹木剪定等、あらゆる場面で活躍している。

この交付金事業の取組は、健全な里山の復活、有害獣対策、集落の景観形成に大きな役割を果たすとともに、守る会の組織力向上、メンバーのスキルアップにつながった。加えて、団塊世代の雇用の場創出、生きがいづくりに寄与し、シルバー世代の元気な姿が、集落内の若者にも良い刺激を与えている。



写真 3 雑草木刈取り等の里山林整備

### 3. 生活・環境整備面における特徴

#### (1) 北川湿原ボランティアガイドの取組

川坂集落には「北川湿原」の一部を形成する「川坂湿原（2 ha）」が広がる。また、延岡市を含む「祖母・傾・大崩山系周辺地域」は平成 29 年に「ユネスコエコパーク」に登録され、当集落はユネスコエコパークエリアの移行地域に指定された。

北川湿原は、九州屈指の湿原で、希少動植物の質・量ともに群を抜いている。面積は約 20ha、絶滅危惧種の動植物が 50 種を超え、学術的に極めて価値の高い湿地である。



写真 4 外来種の除去作業

守る会では、平成 22 年の設立から現在まで川坂湿原の維持管理を行ってきた。草刈り、溝さらえ、ゴミ拾いを年に 3～4 回、外来種（クレソン等）の駆除作業を適宜実施している。

また、県内外の個人・団体来訪客（平成 22 年から 7 年間で延べ 59 回、1,858 人）を対象としたボランティアガイド活動を通して、湿原の保全と P R に努めるとともに、延岡市の観光地としての知名度向上も図っている。

## （2）ホームページ運営、ガイドブック発行

守る会は、ホームページ（<http://kitagawashitsugen.com>）を運営し、北川湿原の存在を P R するとともに、観光客等の誘致に努めている。

また、平成 22 年設立から現在まで、会員が湿原に定期的に通い、現地調査を実施し、記録写真を撮り続けている。記録写真はガイドブックにまとめ、平成 26 年に初版、平成 28 年に改訂版を発行している。ガイドブックは、湿原への来訪者に配布するとともに、小中学生の環境教育、観光 P R 等に役立てている。

## （3）春祈祷の復活とかわざか花物語

菜の花が咲き誇る時期に、守る会、川坂神楽保存会等が中心となって実行委員会を組織し、平成 26 年から「春祈祷」を開催している。

川坂集落では古くから春先に、一年の農作業の安全と五穀豊穡を祈る「春祈祷」と呼ばれる農耕行事が行われていた。昭和 30 年代に途絶えていた「春祈祷」を復活させ「薪神楽」として実施、平成 29 年春からはイベントを充実・発展させ「かわざか花物語」として開催している。

住民の活力を結集させて実現したこの取組は、集落に暮らす人達の郷土愛を醸成し、コミュニティの活性化、賑わいの創出と交流人口の拡大に大きく寄与している。



写真 5 かわざか花物語

## （4）おぐらしよへい小倉処平を語り継ぐ活動

明治 10 年の西南の役で西郷軍に従軍し、悲運の死を遂げた宮崎県日南市出身の小倉処平（別名：飢肥西郷）ゆかりの地は、手つかずの状態に残されていた。守る会はこの場所にスポットを当てたいと考え、日南市の関係者、地元企業に働きかけ、記念堂を建立することにした。

「小倉処平加療の地記念堂」の完成を契機に日南市との交流がスタートすることとなった。

#### (5) 川坂記憶誌の発行

「川坂記憶誌」とは、守る会会員を兼ねる川坂神楽保存会メンバーが中心となり、「故きを温ねて新しきを知る」をテーマに、消えゆく地域の言い伝え、歴史等を次世代に残すため、発行した冊子である。川坂集落の歴史・文化財の由来、先人の遺訓、伝統行事の伝承、過去の水害等を記録としてまとめたものである。



写真6 台風による洪水(平成28年)

守る会が平成28年に発行した自然環境版「北川湿原ガイドブック(改訂版)」とともに、歴史資料版ガイドブックとして、集落の全戸に配付しており、今後のむらづくりにおける地域資源の「掘り起こし」と「磨き上げ」に向けて、貴重な記録資料であるとともに、指針として重要な役割を果たすものである。

#### (6) 農家民泊の取組

平成28年4月、延岡市にタイ国在住の延岡観光大使を通じてインバウンド旅行者の民泊受入要請があり、そして、守る会に受け入れの打診があった。

守る会では、「面白い取組は、やってみよう!」を掛け声に、5月18日から19日(1泊2日)に13名の旅行者を受け入れた。受入を行った4軒は、言葉が通じない中、楽しく、有意義なひととき過ごし、両国の交流と融和を図った。この経験が契機となり、受入を行った4軒は民宿(簡易宿所)の許可申請を行い、正式に農家民宿としてスタートした。